

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター診療費未収債権回収業務」
公募型指名競争入札に関する質問回答書

番号	質問事項	回答
1	<p>仕様書記載4につき、受注者に委託する債権のうち、以下の条件に該当するものの金額及び件数をご教示ください（概算でも構いません。）。</p> <p>(1) 契約開始時点で委託予定の債権</p> <p>(2) 上記(1)のうち、令和6年度までに外部機関に委託されている債権</p> <p>(3) 上記(1)のうち、弁済期から5年以上経過している債権</p>	<p>(1) 契約開始時点（令和7年4月1日）の債権は、約280件、約14,000千円を想定しています。</p> <p>(2) 0件です。</p> <p>(3) 契約開始時点（令和7年4月1日）で弁済期から5年経過している債権数は約30件、金額は約930千円を想定しています。</p>
2	<p>仕様書記載7(3)について、発注者から情報提供いただく際の紙媒体又は電磁的媒体は、その様式が変更不可能なものとして既に定められているか、発注者と受注者との協議により定めることができるものであるかどうか、ご教示ください。</p>	<p>発注者と受注者の協議により定めることができるものです。</p>
3	<p>仕様書記載7(6)について、以下の点をご教示ください。</p> <p>(1) 「文書」での報告となっていますが、これは紙媒体を郵送する方法に限られるか、電子データをメールに添付して送付するなど電磁的記録を適宜の方法で送付する方法も許容されるか。</p> <p>(2) 文書での報告時期は、発注者と受注者との協議により定め</p>	<p>(1) 紙媒体の郵送する方法に限らず、電子データを送付する方法等も可能です。</p> <p>(2) 協議により定めるものとします。</p> <p>(3) 受注者の様式で構いません。</p>

	<p>るものと理解してよいか。</p> <p>(3) 報告に用いる「文書」について、受注者の様式を使用することが許容されるか。</p>	
4	<p>仕様書記載7(7)につき、当該患者が死亡し、かつ、当該患者の相続人の全員が相続放棄をした場合には、当該案件は請求停止案件になるものと思料いたしますが、当該患者が死亡した場合の相続人の有無等の調査は、本業務において受注者が行うべき事項に含まれますか。含まれる場合、この調査に要する費用については、成功報酬とは別に発注者が負担する(受注者の請求に応じて別途お支払いいただく)か、成功報酬とは別に発注者が負担することはないかについて、ご教示ください。</p>	<p>患者が死亡した場合の相続人の有無等の調査は、受注者が行う事項に含まれます。調査に要する費用は、成功報酬とは別に発注者が負担することはありません。</p>